

不在者投票 6月23日(木)から投票できますが、事前に手続きが必要になりますのでお早めに笠間市選挙管理委員会にお問い合わせください。

対象：笠間市に住民登録をしているが、笠間市外に滞在もしくは旅行している方
病院に入院中、施設に入所中の方など

郵便投票 重度の障がいを持つ方(身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、法律の定める一定の障がいを有する方および介護保険法上の要介護5の方)で、投票所で投票することができない方のために郵便投票の制度があります。この郵便投票による投票用紙の請求期限は、7月6日(水)までです。

なお、郵便投票をするには、郵便投票証明書が必要となりますので、お早めに市選挙管理委員会にお問い合わせください。

特例郵便等投票 新型コロナウイルス感染症のため宿泊・自宅療養等をしている方で以下の要件に該当する場合、外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が投票しようとする選挙の期日の公示日の翌日から当該選挙の当日までの期間に係ると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項または検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方

(2) 検疫法第14条第1項第1号または第2号に掲げる措置(隔離・停留の措置)により宿泊施設内に収容されている方

対象となり、特例郵便等投票をご希望される方は、選挙期日(投票日当日)の4日前までに(必着)、「(1)の外出自粛要請、または(2)の隔離・停留の措置に係る書面」を添付した請求書を市選挙管理委員会へ郵送等で送付し、投票用紙等を請求してください。

選挙公報 各候補者の経歴や政見などを記載した選挙公報を、7月1日(金)に新聞折込で配布します。新聞を購読されていない方は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、選挙公報は市役所のほか市の公共施設にも備え付けますのでご利用ください。

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策にあたって、有権者の皆さんに次の対策をお願いします。

(1) 事前の検温(体温が37.5度以上の発熱の方または体調不良の方は申し出てください)。

(2) マスクの着用

(3) アルコール消毒液による手指消毒またはビニール手袋の着用

(4) 入場・投票待ちの際には、間隔(1~2メートル)を空けること

※投票所には、筆記用具の持ち込みができます。ただし、鉛筆以外のペンはインクがにじむ可能性があるため、鉛筆のご利用を推奨します。

開票 即日開票で、7月10日(日)午後8時から笠間市民体育館で行います。

なお、投・開票の状況は市ホームページでご覧になれます。

ホームページアドレス <http://www.city.kasama.lg.jp>

④ 夏の節電にご協力ください

問 環境政策課(内線125)



経済産業省資源エネルギー庁では、東日本大震災以降、電力需給に万全を期すため、毎年、電力需要が高まる夏(7月~9月)と冬(12月~3月)の電力需給の検証を行っています。

今年の夏は、厳しい暑さを想定した場合でも、電力の安定供給に最低限必要な予備率3%を確保できる見通しはありますが、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化などによる影響も考えられ、国民全体で一層節電に取り組まなければ更に電力需給がひっ迫するおそれがあるとのこと。

熱中症などにならないよう体調には気を付けながら、家庭や勤務先で可能な範囲で節電にご協力をお願いします。

【参考】環境省ホームページ⇒みんなで節電アクション!(右上の二次元コード)

小中学生の登下校の見守りをお願いします。